

V - 1 1 代金引換の領収書等	
Q	運送会社の代金引換を利用した際に発行される書面は、領収書等として認められるか。
A	<u>運送会社が財・サービス等の購入先と代理受領契約を結び代金引換サービスをする際に発行する書面に支出の目的、金額、年月日が記載されている場合は、政治資金規正法上の領収書等に該当します。</u>

【従来の回答】

A	<u>運送会社の代金引換を利用した際に発行される書面は、運送会社が発行したものであり、財・サービス等の購入先が発行したものではありませんが、財・サービス等の購入先が支出を受けたことを証すべき書面として領収書等として取り扱って差し支えありません。</u>
---	--